平成２６年（フ）第１５０２号
大阪府八尾市福万寺町３丁目14番地の23
破産者　東亜産機株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月８日午後３時
平成26年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺890番地の11
破産者　吉岡サカエ
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午前10時30分
平成26年７月４日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４９号
福岡市博多区築港本町13番６号
破産者　株式会社五膳六腑
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月18日午後３時30分
平成26年７月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４７号
福岡市博多区金の隈２丁目13番13―205号
破産者　古野　和男
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午後３時30分
平成26年７月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８７号
愛知県一宮市萩原町高松字高松12番地
破産者　澤野　耕二
1　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
2　一般調査期日　平成26年９月26日午前10時30分
平成26年７月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６４８号
岡山市北区富田411番地２　311、旧住所岡山市北区青江３丁目12番１号　オーキッド青江302
破産者　土田　将博（開始決定時の名正博）
1　破産債権の届出期間　平成26年８月19日まで
2　一般調査期日　平成26年９月９日午後３時
平成26年７月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９２１号
大阪府茨木市駅前３丁目５番15号
破産者　有限会社シンテック
1　破産債権の届出期間　平成26年８月21日まで
2　一般調査期日　平成26年10月２日午後３時30分
平成26年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１号
愛知県刈谷市東境町住吉29番地１　セゾンのぞみＢ棟105号
破産者　竹之内隆行
1　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
2　一般調査期日　平成26年11月14日午後２時10分
平成26年７月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
愛知県岡崎市鴨田町字山畔１番地36　県営住宅２―201、開始決定時の住所愛知県岡崎市箱柳町字泉117番地
破産者　成瀬　龍雄
1　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
2　一般調査期日　平成26年11月21日午後２時
平成26年７月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会期日等

平成２６年（フ）第１１号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場45番地８
破産者　市川　一枝（旧姓松井・渡邉）
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月４日午後１時30分
平成26年７月３日　秋田地方裁判所能代支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１１０号
松江市宍道町東来待566番地
破産者　武田　　勝
異議申述期間　平成26年９月１日まで
平成26年７月７日　　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５６号
福岡市東区原田１丁目42番43号
破産者　有限会社黒川産業
異議申述期間　平成26年９月２日まで
平成26年７月２日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４４０号
横浜市港北区篠原北１丁目28番46号
破産者　松田　豊治
免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
平成26年７月７日
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０３４号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目24番４号
清算株式会社　株式会社ＳＬ
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は協定債権者の負担とする。
⑵　本協定に基づく弁済で生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　デリバティブ債権及び一般債権
1　定義
⑴　デリバティブ債権とは、協定債権のうち、デリバティブ取引に基づき発生した債権（解約精算金、遅延損害金及び手数料を含むがこれに限られない。）をいい、デリバティブ債権を有する債権者をデリバティブ債権者という。
⑵　一般債権とは、協定債権のうち、デリバティブ債権に該当しないものをいい、一般債権を有する債権者を一般債権者という。
2　デリバティブ債権及び一般債権の弁済及び免除
⑴　デリバティブ債権及び一般債権の弁済
本協定認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、清算費用、公租公課その他一般の優先権のある債権等に対する弁済原資を控除した後の金額を弁済原資として、別表「債権額」欄に記載の債権額に応じて按分した弁済額を、デリバティブ債権者及び一般債権者へ弁済する。
なお、別表「債権額」欄に記載の債権額は、デリバティブ債権については平成25年６月14日時点で発生した金額、一般債権については元本金額とする（以下同じ。）。
⑵　デリバティブ債権及び一般債権の免除
デリバティブ債権者及び一般債権者は、前記⑴の弁済を受けたときに、その余のデリバティブ債権及び一般債権をすべて免除する。
⑶　追加弁済
前記⑴による弁済後、新たに清算株式会社の財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、清算費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、別表「債権額」欄に記載の債権額に応じて按分した額を、デリバティブ債権者及び一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲において前記⑵による免除の効力は失われるものとする。なお、追加弁済の可否及びその時期は、追加弁済の原資の多寡、清算事務の処理状況等を勘案して、清算人が定める。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部